

判決年月日	平成27年12月10日	担当部	知的財産高等裁判所 第4部
事件番号	平成27年(行ケ)10042号		
○ 「可撓性骨複合材」という名称の本願発明につき、引用例に基づいて相違点に係る本願発明の構成に至ることは、動機付けを欠き、容易であるということとはできないと判断した事例			

(関連条文) 特許法29条2項

(関連する権利番号等) 特願2007-527764号, 特開2000-126280号, 不服2012-53号

判 決 要 旨

1 発明の名称を「可撓性骨複合材」とする特許出願(特願2007-527764号)に係る拒絶査定不服審判請求について、審決は、本願発明は、引用例(特開2000-126280号公報)に記載された引用発明に基づいて当業者が容易に発明をすることができたものであるから、特許法29条2項の規定により、特許を受けることができない旨判断した。

2 これに対し、本判決は、以下のとおり、引用例に基づいて相違点に係る本願発明の構成に至ることは、容易であるということとはできないと判断して審決を取り消した。

(1) 本願発明と引用発明との間には、カルシウム含有層が、本願発明では、「実質的にポリマーを含まず、かつ、該顆粒の外表面のほとんどはポリマーで覆われていない」と特定されているのに対して、引用発明では、「粒子の一部が露出した状態で固定されている」と特定されているという相違点が存在する。

この相違点は、実質において、本願発明における「個々のカルシウム化合物の顆粒」及び引用発明における「個々のリン酸カルシウム系化合物からなる粒子」、すなわち、個々のカルシウム系化合物粒子が基材シートから露出する程度の相違であり、本願発明は、引用発明よりも、露出の程度が大きいものと解される。

(2) 引用例には、個々のカルシウム化合物粒子が基材シートから露出する程度につき、大きい方が好ましいことが示されているということとはできない。また、本願優先日当時においてそのような技術常識が存在していたことを示す証拠もない。

したがって、本願優先日当時において、引用例に接した当業者が、個々のカルシウム化合物粒子が基材シートから露出する程度をより大きくしようという動機付けがあるということとはできない。

そうすると、引用例に基づいて、上記相違点に係る本願発明の構成に至ることが容易であるということとはできない。